

沖縄県立芸術大学大学院芸術文化学研究科学位論文（論文博士）審査規則
（平成8年4月25日評議会決定）

改正 平成12年6月29日
平成13年12月18日
平成19年4月26日
平成24年12月20日

（趣旨）

第1条 沖縄県立芸術大学学位規程第6条に基づく博士（芸術学）の学位のうち論文博士の審査については、この規則の定めるところによる。

（申請資格等）

第2条 論文博士の学位を申請することのできる者は、後期博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、本学の関連する研究領域の指導教員の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第2条の2 この規程において「博士論文等」とは、比較芸術学研究領域及び民族音楽学研究領域においては博士論文、芸術表現研究領域においては博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。

（申請手続等）

第3条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書及び次に掲げる書類等に、沖縄県立芸術大学授業料等の徴収に関する条例（昭和61年1月7日沖縄県条例第2号）第11条に基づく学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、本学の博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位を申請する場合は、授業料等減免申請書を提出し、学位論文審査料の免除を受けることができる。

- (1) 博士論文等
- (2) 博士論文等目録
- (3) 博士論文等要旨（2000字以内）
- (4) 履歴書
- (5) 戸籍抄本又はこれにかわるもの
- (6) その他学長が指定するもの

2 博士論文等の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第4条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があったときは、研究科委員会にその審査を依頼する。

（審査委員会）

第5条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにそ

の内容に応じた研究分野の教授及び関連分野の教授のうちから、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

- 2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に当該研究分野又は関連分野の准教授、講師又は客員教授を加えることができる。
- 3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の指導教員をもってあてる。
- 5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。

(試験の方法)

第6条 試験は博士論文等の審査終了後に行うものとする。

- 2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第7条 学力審査委員会は、学位申請者の学力を確認するため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された3名以上の学力審査委員をもって組織する。

- 2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、准教授又は講師を加えることができる。
- 3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。
- 4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目（外国語を含む）について、口述または筆記により行うものとする。ただし、本学大学院後期博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員会は、第5条第4項の規定により行った博士論文等の審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

- 2 前項に規定する合否の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(博士論文等の公表)

第11条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、

その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第12条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、当該博士論文等を求めに応じて閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月29日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月18日）

この規則は、平成13年12月18日から施行し、平成13年9月28日から適用する。

附 則（平成19年4月26日評議会）

この規則は、平成19年4月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月20日評議会）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。